

議第66号

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

下記の者が滋賀県を相手方として、訴訟を提起した損害賠償請求事件（東京地方裁判所平成26年（ワ）第 23456 号）について、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第89条の規定に基づき、次のとおり和解を行い、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 原告の住所、氏名

番号	住 所	氏 名
1		
2		

2 和解の要旨

- (1) 滋賀県は、原告 に対し、本件損害賠償債務として金 3,000 万円を支払う義務があることを認める。
- (2) 滋賀県は、原告 に対し、前号の賠償金を平成28年 4 月末日限り、原告 の指定する同人名義の預金口座に振込んで支払う。
- (3) 滋賀県は、原告 に対し、本件損害賠償債務として金 3,000 万円を支払う義務があることを認める。
- (4) 滋賀県は、原告 に対し、前号の賠償金を平成28年 4 月末日限り、原告 の指定する同人名義の預金口座に振込んで支払う。
- (5) 原告らは、滋賀県に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 原告らおよび滋賀県は、原告らと滋賀県との間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参 考)

平成14年 4 月 1 日に新規採用され、滋賀県職員として勤務していたが、うつ病を発症し、

平成16年11月22日に自殺した 氏の両親である上記1に掲げる者から、平成26年9月8日に滋賀県を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

その後、訴訟継続中のところ、平成27年10月5日東京地方裁判所から、和解の勧告があり、このたび原告らと滋賀県が合意に達したので和解しようとするものである。